

## インフルエンザの出席停止期間の数え方

### 【幼稚園児・保育園児の場合】

インフルエンザ発症後、登園可能になるには2つの条件を両方満たさないとはいけません。

《厚生労働省ガイドラインより》

●解熱後3日が経過していること

●発症後5日が経過していること

発症した日は、発熱の症状が現れた日です。発熱が始まった日は0日目と考え、数には入れません。翌日からを発症第1日目と考えます。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK	
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK

乳幼児期はまだ免疫機能がしっかり育っていないので、ウイルスが体に残っている期間が長いため、出席停止期間が長めに設定されています。

一人ひとりが停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことによって、流行・拡大を食い止める効果があります。一度に多くの人々が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに働き手の保護者の方が活動できなくなるなど、社会機能にも影響してしまいます。

手洗い・うがいをこまめに行い、感染予防・防止に努めましょう。